

第4号議案

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和4（2022）年7月27日

栃木県都市計画審議会

建第121号

令和4（2022）年7月8日

栃木県都市計画審議会 様

栃木県知事 福田 富一

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

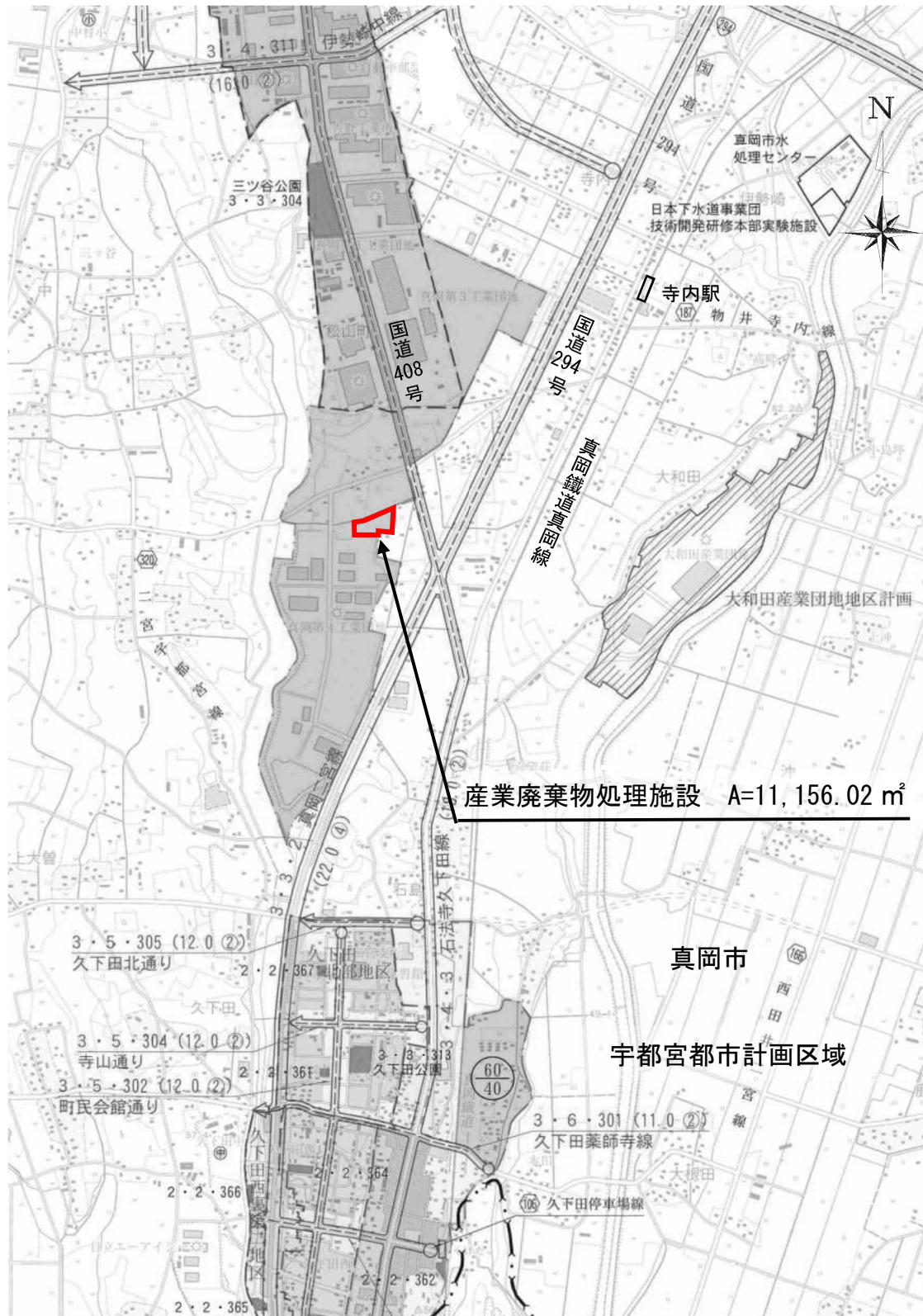
このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷 地 面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	真岡市寺内 695 番地 27、28	11,156.02 m <sup>2</sup>	

位置図

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について



縮尺 1 : 25,000